

公 募 公 告

徳島県警察学校施設内における自動販売機（清涼飲料水）の設置事業者を、次のとおり募集します。

令和7年12月2日

国 有 財 産 部 局 長
徳 島 県 警 察 本 部 長

1 募集する業務

徳島県警察学校施設内における自動販売機（清涼飲料水）設置業務

2 業務対象施設の概要

(1) 施設名及び所在地

徳島県警察学校（生徒寮及び厚生棟内）徳島県徳島市論田町中開51-1

(2) 職員数

徳島県警察学校 60人程度

※ 職員数は、毎年度変動あり。

3 資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人とする。

- (1) 健全な経営状況と認められ、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (2) 清涼飲料水等自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。（該当するもののみ。）
- (4) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び地方税を完納していること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者で

はないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

4 企画提案募集要領の交付を行う場所及び日時

- (1) 交付場所
徳島県徳島市万代町2丁目5-1
徳島県警察本部警務部会計課管財係
電話 (088) 622-3101 (代表)
- (2) 交付期間
本募集公告の掲示開始日から令和7年12月17日(水)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律の規定する休日を除く。)
- (3) 交付方法
交付場所において交付する。

5 企画提案書等の提出方法等

- (1) 提出期限
令和7年12月17日 午後5時まで
- (2) 提出場所
上記4(1)に示した場所とする。
- (3) 提出方法
直接又は郵送により提出すること。

6 問い合わせ先

徳島県徳島市万代町2丁目5-1
徳島県警察本部警務部会計課管財係
電話 (088) 622-3101 (代表)